



2025 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名 人・夢・技術グループ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 永 治 泰 司  
(コード番号 9248 東証プライム)  
問合せ先 上 席 取 締 役 加 藤 聡  
コーポレート・ガバナンス担当  
(TEL 03-3639-3317)

### 株式給付信託の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社のグループ子会社の従業員（以下「従業員」といいます。）に対する現行の「株式給付信託」（以下「現行制度」といいます。）について、従業員に給付する株式に一定の期間の譲渡制限を付す「株式給付信託（J-ESOP-RS）」（以下「本制度」といいます。）へ改定することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 現行制度の改定の背景及び目的

当社は、当社の経営理念である「人が夢を持って暮らせる社会の創造に技術で貢献する。」の実現に向けて、従業員が高い次元で挑戦し、その成果に報いる観点から様々なインセンティブプランを検討し、現行制度の一部改定を実施することといたしました。今回の改定によって、従業員の在職時からの議決権行使ならびに配当金受領を実現し、従業員向けのインセンティブを強化することで、従業員の処遇と当社の株価や業績との連動性をより高めることで従業員エンゲージメントの強化を目指し、持続的な企業価値の向上につなげます。

#### 2. 本制度の概要

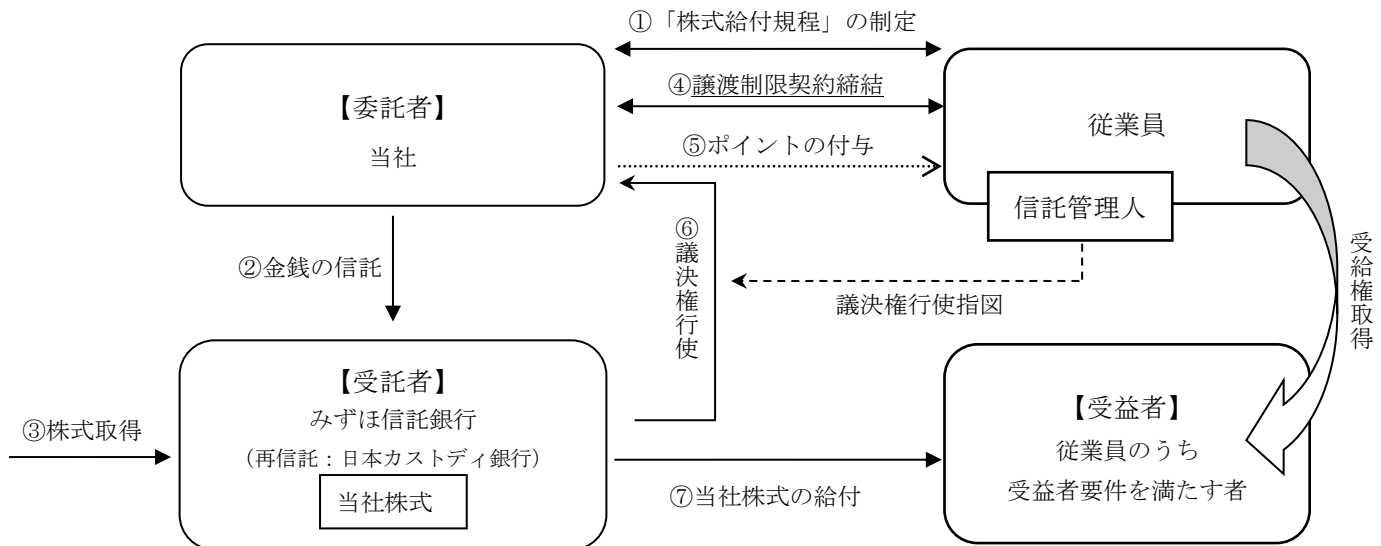
本制度は、予め当社及びグループ会社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託（以下、「本信託」といいます。）を通じ、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。なお、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

## 【本制度の仕組み】



※下線は現行制度からの主な改定箇所を示します。

- ① 当社及びグループ子会社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定しております。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）しております。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得しております。
- ④ 従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社及びグループ子会社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

## 3. 本信託の概要

- |               |                                                             |
|---------------|-------------------------------------------------------------|
| (1) 名称        | : 株式給付信託（J-ESOP-RS）                                         |
| (2) 委託者       | : 当社                                                        |
| (3) 受託者       | : みずほ信託銀行株式会社<br>(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)                     |
| (4) 受益者       | : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者                                |
| (5) 信託管理人     | : 当社の従業員から選定                                                |
| (6) 信託の種類     | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）                                        |
| (7) 信託の目的     | : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること                          |
| (8) 本信託契約の締結日 | : 2019年9月9日（現行制度における信託契約日）                                  |
| (9) 金銭を信託した日  | : 2019年9月9日（現行制度における信託設定日）                                  |
| (10) 信託の期間    | : 2019年9月9日から信託が終了するまで<br>(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

以 上